

平成31年1月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成31年1月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成31年1月25日（金）午後1時30分から午後2時7分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員（14人）

会 長：	1 番：	花野 隆雄	会長代理：	2 番：	水澤 正明
委 員：	3 番：	忠 貞夫	委 員：	4 番：	榎本 太
委 員：	5 番：	森田 謙	委 員：	6 番：	田村 信秀
委 員：	7 番：	南波 雅子	委 員：	8 番：	緒形 文一
委 員：	9 番：	馬場 勝	委 員：	10 番：	西奈美 公平
委 員：	11 番：	川上 勝之	委 員：	12 番：	松村 智
委 員：	13 番：	今井 輝子	委 員：	14 番：	阿部 実

農地利用最適化推進委員（8人）

委 員：	中 条：	志村 政美	委 員：	中 条：	佐藤 隆
委 員：	乙	小泉 正	委 員：	乙	安城 守英
委 員：	築 地：	白塚 幸二	委 員：	築 地：	小熊 威
委 員：	黒 川：	今井 明	委 員：	黒 川：	小野 金一

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 胎内市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：佐藤秀雄、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 31 年 1 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11 番川上勝之委員、12 番松村智委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、12 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>12 月 27 日、胎内市農業再生協議会総会が市役所 2 階大会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>12 月 27 日、苔実地区の農地あっせん審査会を市役所 2 階会議室で開催し、川上委員、小熊委員に出席していただきました。</p> <p>1 月 10 日、柴橋地区の農地あっせん審査会を市役所 2 階会議室で開催し、阿部委員、志村委員に出席していただきました。</p> <p>1 月 16 日、下越地区農業委員会連絡協議会理事会及び第 34 回常設審議委員会が新潟市の J A 新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>1 月 17 日、にいがた女性農業委員の会の「地域懇談会」が「ロイヤル胎内パークホテル」で開催され、南波委員、今井委員が出席してございます。</p> <p>1 月 18 日、1 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、1 班の委員の皆様にご案内を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案は、使用貸借権の再設定が 1 件であります。</p> <p>この案件は、年金受給のため後継者に使用貸借権を設定したものが、契約の期間が満了するため再設定するものであります。</p> <p>第 1 号議案につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、13 番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

13 番	<p>改めまして、ごめんください。 初めのご報告でございますが、皆様よろしくお願いたします。 それでは、ご報告いたします。 去る1月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員4名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。 第1号議案は、年金受給のための使用貸借権の再設定が1件であります。 詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では、許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第1号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第1号議案については、許可することに決定いたしました。 次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。 第2号議案は、住宅建築のための転用が2件であります。 1番の案件は、都市計画法に定める用途地域にあるあかね町地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用であり、建築面積は98.93㎡、土地売買価格は、総額〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 2番の案件は、東牧地内の休耕畑等において、住宅を建築するための転用であり、建築面積は119.26㎡、土地売買価格は、総額〇〇万円、坪当たり約〇〇円あります。 第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 2ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、13番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、住宅を建築するための転用が2件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、1番は用途地域内の転用であるため許可相当、2番は現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第3号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の所有権移転は、売買が2件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人において、負債整理のため資産を処分したいとの申し出があり、この度、柴橋地内の田について、売り渡しすることになったものであります。</p> <p>譲受人は、耕作面積及び経営状況等も問題がない認定農業者であり、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格は、総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人においては、高齢等により田については、貸し付けしており、今後も耕作の予定がないことから、この度、当該申請地を耕作している譲受人へ売り渡しを希望されたものであります。</p>

	<p>譲受人は、耕作面積及び経営状況等も問題がない認定農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格につきましては、総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>第3号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の所有権移転の1番のあっせん審査結果について、14番阿部実あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>第3号議案 所有権移転の1番についてご報告いたします。</p> <p>去る1月10日、農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手につきましては、負債整理のため一刻も早く申請地を売りたいとのことでした。</p> <p>買い手は認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案の所有権移転の2番のあっせん審査結果について、11番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>第3号議案の所有権移転の2番についてご報告いたします。</p> <p>去る12月27日、農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手につきましては、高齢で農業後継者もなく、現在も賃借権設定により耕作している買い手に申請地を売りたいとのことでした。</p> <p>買い手につきましては、認定農業者であり、耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、申請地を耕作しているほか、近隣農地も耕作しており効率的ですし、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格につきましても、両者合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、13番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転につきましては、あっせん審査会が開催されておりますし、</p>

	<p>内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご質疑ないので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定を議題といたします。</p> <p>この第3号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>初めに第3号議案の利用権設定の1番から28番を審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第3号議案の利用権設定の1番から28番について、ご説明いたします。</p> <p>議案書3ページ下段から願います。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から28番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが9件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが7件、賃借権を再設定するものが12件であります。</p> <p>1番から3番は、中間管理事業により7年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、1番が20,000円、2番が25,000円、3番が17,000円であります。</p> <p>議案書4ページを願います。</p> <p>4番から9番は、同じく中間管理事業により6年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、4番が14,300円、5番が14,000円、6番が13,900円、7番と8番が13,000円、9番が12,900円であります。</p> <p>議案書5ページを願います。</p> <p>10番から15番は、労力不足により認定農業者に4年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、10番と12番がそれぞれ14,000円、26,000円、11番及び13番から15番がコシヒカリで、60kg、90kg又は80kgであります。</p>

	<p>議案書 6 ページをお願いします。</p> <p>16 番から 21 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を新規又は再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、16 番と 20 番がコシヒカリで、それぞれ 30 kg 60 kg、17 番が 25,000 円、18 番が 30,000 円、19 番が 26,000 円、21 番が 15,000 円であります。</p> <p>議案書 7 ページをお願いします。</p> <p>22 番から 27 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、22 番 23 番がそれぞれ 14,000 円 10,000 円、24 番から 27 番がコシヒカリで、それぞれ 90 kg 74 kg 又は 60 kg であります。</p> <p>議案書 8 ページをお願いします。</p> <p>28 番は、労力不足により認定農業者に 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、コシヒカリで 50 kg であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 28 番は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 28 番の事前審査結果について、13 番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 28 番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが 9 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 7 件、賃借権を再設定するものが 12 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、いずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 28 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 28 番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 28 番については、承認することに決</p>

	<p>定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定の29番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の29番をご説明いたします。</p> <p>この案件は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規で設定するもので、10a当たりの賃貸料は、コシヒカリ90kgであります。</p> <p>29番の案件は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の29番の事前審査結果について、13番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の29番は、労力不足により賃借権を新規で設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の29番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の29番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p>

	(議事参与委員・入室)
議長	<p>第3号議案の利用権設定の29番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定の30番と31番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p>
	(議事参与委員・退室)
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の30番と31番をご説明いたします。</p> <p>30番と31番は、労力不足により認定農業者に5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、30番が16,000円、31番がコシヒカリで60kgであります。</p> <p>30番と31番の案件は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の30番と31番の事前審査結果について、13番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の30番と31番は、労力不足により賃借権を再設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の30番と31番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
	(質疑・なしの声)
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の30番と31番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。</p>

	<p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の30番と31番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案、「胎内市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>第4号議案は、先に改正された「農業委員会等に関する法律」の第7条において、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないとされております。</p> <p>この指針は、農地等の最適化の推進に関する事務を行うに当たって、その公正な実施が図られるよう、目標や推進方法について明らかにすることとされております。</p> <p>また、皆様の報酬に加算される「農地利用最適化交付金」を国から受けるための要件の一つが、この指針を作成することとなっているものであります。</p> <p>この指針の内容につきましては、昨年6月の総会において、皆様からご承認をいただいた「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の中から、最適化の推進に関する項目として、3つを整理させていただいたものであります。</p> <p>なお、この指針の作成にあたっては、平成26年度に胎内市が10年後を目標に作成した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」と合わせ、平成35年度を目標に、これまでの実績等を踏まえて、今後、達成する目標とさせていただきます。</p> <p>一つ目の項目は、「遊休農地の解消について」であります。</p> <p>胎内市の耕地面積は、2015年の農林業センサスにおいて、4,240haとなっており、平成29年度末の遊休農地は、21haと、その割合は、0.5%となります。</p> <p>これまでの遊休農地の解消面積は、各年度において多少のバラツキがあるものの、平成29年度の実績が2.8ha、平成30年度の見込みが1.9haであるため、年間約2ha解消し、今後、10haを解消することを目標といたしました。</p> <p>具体的な取り組みとしては、各委員の皆様が連携していただき、農地パトロールを実施すること、また、遊休農地の所有者への意向調査を通じて、中間管理事業の活用を推進を図ることとさせていただきます。</p> <p>二つ目の項目は、「担い手への農地利用集積について」であります。</p> <p>胎内市における、平成29年度末の農地集積面積は、3,131haであり、耕地面積に対する集積率は、73.8%となっております。</p> <p>先に触れました、胎内市の「基本的な構想」においては、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への集積を9割程度まで進めることとされておりますことから、耕地面積の90%となる3,816haを、今後の目標といたしました。</p> <p>具体的な取り組みとしては、各地域の「人・農地プラン」をはじめ、各種集会等に委員の皆様が積極的に参加していただき、農地の集積に関する事業等の周知等を行い</p>

	<p>ながら、推進していくこととさせていただきます。</p> <p>三つ目の項目は、「新規参入の促進について」であります。</p> <p>胎内市の「基本的な構想」においては、新たに農業経営を営もうとする者は、年間8人、法人については、10年間で5法人を目標としておりますが、ここ近年では、1経営体が有るか無いかの状況となっておりますことから、個人・法人合わせ年間1経営体程度とし、5経営体を今後の目標といたしました。</p> <p>具体的な取り組みとしては、関係機関と連携し情報を共有しながら、就農希望者へ各種情報を提供するとともに、新規参入が円滑に進むようサポート体制を整えることとさせていただきます。</p> <p>最後に、この指針につきましては、各委員の皆様の改選時期に合わせ、3年ごとに検証・見直しを行うこととさせていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
4番	<p>いまほどの事務局の説明で、我々農業委員会がこうゆう目標を立てて目指していくという話なんです、その中にもありました関係機関との連携についてですが、農業委員会がこの様な目標を立ててやって行きますということで、農協あるいは農水などの関係機関にも、ぜひ協力してもらいたいという内容で知らしめて、協力・連携をとってもらえれば、目標に向かって数字が減っていく、達成できるようになるので、できましたら資料等の配布、知らせるなりしてもらえればと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>大変貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>おっしゃられた通り、各関係機関と連携して進めていかなければならないと考えておりますので、情報提供・連携を密にしながら、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
4番	<p>お願いします。</p>
議長	<p>ほかにごございませんでしょうか。</p> <p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案については、事務局説明のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案については、承認することに決定いたしました。</p>

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。
これを持ちまして、平成31年1月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成31年 1月25日

議 長

1 1 番

1 2 番
